

モロッコの通商関係

2015年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

目次

I. 対外貿易動向.....	1
II. 対 EU 通商関係	4
1. 対 EU 貿易実績.....	4
2. 連合協定.....	4
3. 「アドバンスト・ステータス」の獲得.....	5
4. EU-地中海自由貿易圏.....	5
5. 欧州共通航空空域合意協定.....	6
6. 新漁業協定.....	6
7. EU-モロッコ間の農水産物の貿易自由化.....	6
8. EU-モロッコ観光部門での協力の強化.....	7
III. その他の地域との通商関係.....	9
1. モロッコ-米国 FTA.....	9
2. モロッコ-トルコ FTA.....	9
3. アガディール協定（モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン）	10
4. 大アラブ自由貿易地域（GAFTA/ PAFTA）協定	10
5. サンパウロ議定書.....	11
6. モロッコ-カナダ FTA.....	11
7. モロッコ-チリ FTA.....	11

I. 対外貿易動向¹

2014年の対外貿易（通関ベース）は、輸出が前年比8.3%増の2,000億モロッコ・ディルハム（以下、DH）、輸入は同1.3%増の3,861億DHであった。自動車・同部品の輸出が大幅に拡大した一方、原油価格の下落で原油や石油製品の輸入が減り輸入全体の伸びが抑えられたことから、貿易赤字はやや改善して前年比5.4%減の1,861億DHとなった。

<輸出>

輸出を品目別で見ると、モロッコの主要資源であるリン鉱石（世界の埋蔵量の4分の3を保有）やリン製品（リン肥料、リン酸液等）が全体の約2割を占めている。このほか、自動車用ワイヤハーネス（構成比10.2%）、自動車（9.6%）、衣料品（女性用）（4.7%）、イワシ加工品（2.9%）やタコ・貝類（2.4%）などの水産品である。リン鉱石・リン製品は2012年には輸出総額の4分の1を占めていたが、海外市場の需要の低下と国際価格の低迷により輸出に占める割合が減少傾向にある。一方、ルノー・日産グループがモロッコ北部のタンジェ工場で生産する「ダチア」ブランドの低価格車や、日系メーカー数社が現地生産するワイヤハーネス等の自動車部品の輸出は順調に成長している。2014年は自動車産業全体の輸出が前年比26.8%増となり、モロッコ最大の輸出産業となることが有望視されている。また政府は航空産業の育成にも力を入れている。航空部品の構成比は1.6%とまだ小さいものの、前年比で6.6%増加しており、今後の動向が注目されている。

表1：モロッコの主要品目別輸出（FOB）（通関ベース）（暫定値）

（単位：100万DH、%）

	2013年		2014年	
	金額	金額	構成比	伸び率
自動車用ワイヤハーネス	17,715	20,353	10.2	14.9
自動車	12,620	19,232	9.6	52.4
リン肥料	12,551	13,821	6.9	10.1
リン酸	12,053	12,781	6.4	6.0
衣料品（女性用）	8,808	9,469	4.7	7.5
リン鉱石	9,097	8,203	4.1	△ 9.8
石油製品	8,810	6,057	3.0	△ 31.2
イワシ加工品	5,713	5,900	2.9	3.3
タコ、貝類	4,548	4,703	2.4	3.4
半導体デバイス	4,177	4,263	2.1	2.1
合計（その他含む）	184,626	200,013	100.0	8.3

〔出所〕モロッコ為替局

¹ モロッコ為替局

国別では、2014年に輸出を急拡大させたスペイン（構成比22.0%）がフランスを抑えて輸出入ともに最大の貿易相手国となった。スペインへの輸出額は前年比25.2%増の439億DH、次いでフランス（構成比20.5%）が3.1%増の410億DHであり、この2カ国を含むEUが輸出全体の6割超を占めている。

表2：モロッコの主要国・地域別輸出（FOB）（通関ベース）（暫定値）
（単位：100万DH、%）

	2013年	2014年		
	金額	金額	構成比	伸び率
スペイン	35,106	43,945	22.0	25.2
フランス	39,855	41,093	20.5	3.1
ブラジル	10,561	9,164	4.6	△13.2
イタリア	7,031	8,588	4.3	22.2
インド	6,443	7,274	3.6	12.9
米国	7,202	7,192	3.6	△0.1
英国	5,089	5,873	2.9	15.4
ドイツ	5,089	5,663	2.8	11.3
オランダ	5,570	5,561	2.8	△0.2
トルコ	3,559	4,589	2.3	28.9
合計（その他含む）	184,626	200,013	100.0	8.3

〔出所〕モロッコ為替局

<輸入>

輸入品目では、石油製品、原油、天然ガスや石炭等の燃料関連が輸入総額の22.8%を占めている。次いで自動車・同部品（構成比8.6%）、小麦、とうもろこし、油、砂糖等の基礎的食料品（6.0%）、リン酸・肥料生産に使用される硫黄（1.5%）である。このようにモロッコは燃料や基礎的食料品を輸入に依存しており、貿易赤字の主因となっている。

表3：モロッコの主要品目別輸入（CIF）（通関ベース）（暫定値）
（単位：100万DH、%）

	2013年	2014年		
	金額	金額	構成比	伸び率
石油製品	38,150	35,759	9.3	△6.3
原油	36,459	28,101	7.3	△22.9
天然ガス	19,125	19,215	5.0	0.5
自動車	12,639	13,785	3.6	9.1
小麦	8,221	12,696	3.3	54.4
自動車用ワイヤハーネス	6,659	8,870	2.3	33.2
硫黄	4,392	5,843	1.5	33.0
石炭	3,675	4,960	1.3	35.0
自動車用車体	4,368	4,281	1.1	△2.0
トウモロコシ	4,071	4,247	1.1	4.3
合計（その他含む）	381,277	386,118	100.0	1.3

〔出所〕モロッコ為替局

国別では、スペイン（構成比 13.4%）が前年比 0.1%増の 517 億 DH、次いでフランス（13.3%）が 3.8%増の 513 億 DH となり、やはり EU からの輸入が全体の 5 割超を占めている。また中国（7.6%）は前年比 11.4%増の 295 億 DH を記録し、米国を抜いて 3 位の輸入相手国となった。

表 4：モロッコの主要国・地域別輸入（CIF）（通関ベース）（暫定値）
（単位：100 万 DH、%）

	2013 年	2014 年		
	金額	金額	構成比	伸び率
スペイン	51,638	51,673	13.4	0.1
フランス	49,452	51,309	13.3	3.8
中国	26,486	29,500	7.6	11.4
米国	28,643	26,920	7.0	△ 6.0
サウジアラビア	23,522	20,899	5.4	△ 11.1
ドイツ	18,283	20,057	5.2	9.7
イタリア	20,478	19,293	5.0	△ 5.8
ロシア	16,033	16,336	4.2	1.9
トルコ	11,676	14,094	3.7	20.7
アルジェリア	10,799	11,161	2.9	3.3
合計（その他含む）	381,277	386,118	100.0	1.3

〔出所〕モロッコ為替局

II. 対 EU 通商関係

EU28 カ国はモロッコにとって最大の貿易相手である。2014 年の全輸入額に占める EU の割合は 51.04%、輸出先としては 63.3%を占めた。またモロッコ向け外国直接投資の 50%以上が EU からとなっており、モロッコ経済にとり EU は重要な存在である²。

EU は、近隣諸国との間で特別な関係を構築するため、2004 年に、欧州・対近隣諸国政策 (Politique Européenne de Voisinage = PEV) を立ち上げた。この政策の目的は、拡大 EU とその周辺諸国との関係強化により、地域の繁栄、安全と安定をはかることにある。モロッコとの間では、連合協定の枠組において、PEV の行動計画が承認され、政治、経済、制度的な改革のための諸目的、優先事項が定められている。2008 年には EU からモロッコに、アドバンスト・ステータスが付与され、既存の連合協定がさらに深化することとなった。PEV の行動計画実施にあたっては、財政上の手段である、欧州・近隣諸国パートナーシップ財務計画 (Instrument Européen de Voisinage et Partenariat = IEVP) が策定されている。

欧州委員会は、財務上の国別戦略文書 (Document de Stratégie Pays = DSP) を作成し、IEVP の対象となるパートナー国と EU の戦略的な相互協力の枠組を確立している。国別指標プログラム (Programme Indicatif National = PIN) は、欧州委員会が実現を目指す政策にあたる。

1. 対 EU 貿易実績

EU との輸出入額を EU との FTA (連合協定) が発効した 2000 年の前後で比較すると以下のとおりである。

EU への輸出額 (年平均)		EU からの輸入額 (年平均)	
FTA 発効前 (1994~99 年平均)	FTA 発効後 (2000~13 * 年平均)	FTA 発効前 (1994~99 年平均)	FTA 発効後 (2000~13 * 年平均)
42.9 億ドル	90 億ドル	63.4 億ドル	142.6 億ドル

*予測値

出所：UNCTAD

〔注〕1 米ドル=8.406 DH (2013 年)

2013 年、FTA 枠内で実施された輸入額は前年比 5.3%増の 949 億 DH (全輸入額に占める割合は 49%)、輸出額は 6.4%増の 398 億 DH (35.3%) であった。

2. 連合協定

モロッコと EU との間で、将来の自由貿易を目指す「連合協定」が 1996 年 2 月 26 日に調印され、2000 年 3 月に発効した。これに基づき、2012 年までの工業製品に対する輸入関税の完全撤廃に向けて手続きが順調に進められた。協定発効と同時に、鉄鋼製

² 欧州委員会

品、工具、機械、電気機器、車両（乗用車は別品目）、航空機、船舶、写真・動画用機器、測定・精密機器、時計、楽器の一部の関税が撤廃された一方、農水産品に関しては、別途自由化交渉が行われてきた。

2012年3月1日に、モロッコ・EU間で、工業製品を対象とする自由貿易圏が設立され、EUモロッコ間の連合協定で定められた自由化項目の大部分が実現された。これにより、工業製品に関する漸進的な輸入関税の撤廃は完了した（但し、付加価値税、国内消費税は依然としてかかる）。今後は、アドバンスト・ステータスの枠組における議論（農業・サービス・輸送）を一層深めるという課題が残されている³。

3. 「アドバンスト・ステータス」の獲得

モロッコは2008年、中東・北アフリカ（MENA）諸国としては初めて、アドバンスト・ステータスに基づく新たな行動計画をEUと合意した。アドバンスト・ステータスを得ることで、政治的対話の強化（首脳会議の開催、閣僚レベル協議の設立など）、欧州市場への更なるアクセス、また協力プログラムや援助機関への参加を認められる。2010年3月7日にはEU－モロッコ間で初のサミットが開催された。

本アドバンスト・ステータスの一環として、2012年10月1日、モロッコはEUとの間で、農水産品目の貿易自由化を定めた協定に調印した。EUは、モロッコとの間で今後、更に完全な自由貿易に向けた交渉を開始することになり、これが実現すれば、モロッコは欧州市場と自由貿易圏を形成する初めての国となる。

農業・漁業の貿易の自由化に続き、2013年4月、EUとモロッコはサービスや公共事業の自由化、投資保護や様々な分野における規制調和を目指す自由貿易進展・完全化協定（ALECA）締結に向けた交渉を開始した。将来の自由化の対象となるサービス部門には、輸送、金融、電気通信、コンピューター、医療などが含まれる。2014年4月に第4回交渉が終了し、当協定締結による両国への影響やモロッコの産業分野間における格差に関する調査が行われている。EUはモロッコに、2011年～2013年に年間約1億9,000万ユーロ（総額5億8,050万ユーロ）の無償援助を行っており、2014年～17年も多額の援助が予定されている（2014年は2億2,000万ユーロ）⁴。

なお、EUはモロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダンの4か国とALECA締結を目指しており、モロッコとの交渉が最初に開始されている。

4. EU－地中海自由貿易圏

2005年バルセロナで合意された欧州・地中海パートナーシップ（通称バルセロナ・プロセス）では、EU－地中海自由貿易圏の設立が主要目標の一つとされた。このEU－地中海自由貿易圏設立に向けた第一歩として、モロッコ、ヨルダン、エジプト、チュニジアがアガディールで4カ国間の自由貿易圏の設立に合意し、2004年2月25日にモロッコのラバトで自由貿易協定（「アガディール協定」）に調印した（2007年3月27日発効。詳細は後述参照）。EUと連合協定を締結する全てのアラブ諸国に同協定を拡大する意向である。

³ Magreb Emergent、2012年2月29日付記事

⁴ La tribune、2014年10月8日付記事、Le matin 2013年6月5日付記事

5. 欧州共通航空空域合意協定

EU とモロッコ政府は 2006 年、欧州共通航空空域協定（オープンスカイ協定）に調印した。EU が加盟国以外の国と共通航空空域について協定を締結する初めてのケースとなった。これにより、欧州の航空会社は域内全ての空港からのモロッコ便の運行が可能になり、多くの乗り換えが不要になった。同時に、モロッコの航空会社も欧州域内すべての空港への就航が可能になった。また、この協定には、航空事業の諸権利の公布、航空会社の経営の認可、関税、諸企業の営業事務所、料金および収入の移転に関する規定が盛り込まれた。さらに同協定は、1996 年 2 月に調印された連合協定に定められている、補助金の禁止、および公平な競争に関する諸規則の尊重も導入しており、公平な競争の諸条件の形成を目指すものでもある。

2012 年 12 月 13 日、欧州委員会は、EU とモロッコとの間での旅客輸送（乗客・貨物）サービスについて定めた協定に合意する法案を承認した。この協定は、両者の間で航空部門の漸進的な自由化を図るもので、EU の近隣諸国との間で、共通航空空域を拡大しようとする欧州の構想の一環として結ばれることになる。市場開放とは別に、本協定は、航空輸送の安全性と運営に関する、均一で高いレベル、並びに、競争、消費者の権利、環境保護に関する共通の規則の適用を保証することも目指している⁵。

2012 年のモロッコ国内の年間乗客数は 1,510 万人に上り、2007~2012 年の年平均成長率は 4.5%となっている。この増加はオープンスカイ協定締結により運航を開始した格安、低コストの航空会社による輸送の拡大によるところが大きい。

6. 新漁業協定

EU とモロッコは 2007 年 3 月 新漁業協定に調印し、両者間の漁業協力の強化に取り組んでいる。この協定は 4 年間（2011 年 2 月まで）、欧州船籍の漁船約 100 隻のモロッコ海域での操業を認める代わりに、年間 3,610 万ユーロの補助金をモロッコに支給するというもの。これによりスペインは、前回の漁業協定が失効した 1999 年以来中断していたモロッコ海域での漁業を再開することとなった。

その後、2012 年 4 月末に改めて、環境面で持続可能な漁業を目指し、EU とモロッコの当事者間で交渉が再開されていた新漁業協定は、2013 年 7 月に調印された（発効は 2014 年 9 月）。これにより今後 4 年間、欧州船籍の漁船 126 隻（うちスペイン船籍 99 隻）はモロッコ水域で年間一定量の漁獲量まで操業することができ、モロッコは年間 4,000 万ユーロの入漁料を受け取ることとなる⁶。

7. EU—モロッコ間の農水産物の貿易自由化⁷

2006 年 2 月以来 10 回に亘る交渉の結果、2009 年 12 月に一定の合意に至った。合意の主な内容は次のとおり。

⁵ モロッコ・EU アドバンスド・ステータス HP、2012 年 12 月 14 日付記事

⁶ Maghreb Emergent、2014 年 9 月 7 日付記事

⁷ l'Economiste、2009 年 12 月 18 日付記事；EU、2010 年 9 月 16 日付プレスリリース；Eurojar、2010 年 6 月 14 日付記事

EU	① モロッコからの 55%の農産品目の輸入を即時自由化
	② 発効後、10 年をかけて段階的に 67%まで自由化 (加工品については 98%まで)
	③ EU 生産者と競合するため自由化交渉より除外されている 6 品 (トマト、ズッキーニ、きゅうり、にんにく、みかん、イチゴ) の輸出上限量の段階的引き上げ
モロッコ	① EU からの農産品輸入の 45%を即時自由化
	② 発効後 10 年をかけて段階的に 70%まで自由化
	③ モロッコ国内生産者と競合する 19 品目 (パスタ、肉類、穀物、オリーブオイル、高温殺菌牛乳など) の輸入制限の緩和
	④ 発効後 10 年をかけて水産物の完全自由化

2012 年 10 月 1 日、モロッコと EU との間で、農水産物の貿易の自由化を目指す協定が調印された。これにより、当該部門の関税は、大幅に引き下げられたか、ほぼゼロに等しくなった。本協定では、モロッコから EU 向けでは 55%の農水産物の関税が即時撤廃され (調印以前は 33%) た。EU からモロッコ向けは、45%の農水産物の関税が即時撤廃され (調印以前は 1%)、10 年かけて 70%まで対象を引き上げる⁸。

8. EUーモロッコ観光部門での協力の強化⁹

2012 年 11 月 26 日、「観光部門における対話の強化」に関する協定書が、モロッコと EU との間で調印された。観光部門での協力の促進と、双方の協議の仕組みの改善を目的としており、経済成長、雇用の創立、および持続可能な観光事業の開発に関して意見交換が活発化すると期待されている。

また、観光部門の対話のためにモロッコを訪れた EU 代表団は、モロッコ市場への投資の機会を開拓するために、数多くの中小企業の経営者とともに、他の複数の部門の担当大臣との間でも協定に調印した。その内容は、中小企業政策に関する対話にかかる声明、工業製品の規制準拠の評価に関するモロッコ・EU 共同声明、製品の規格化に関する協力と情報交換の促進を目指した協定書などである。

2012 年 11 月 27 日、同代表団の団長としてモロッコを訪問した欧州委員会副委員長と、モロッコの工業・商業・新技術大臣は記者会見を開き、モロッコにおける欧州企業ネットワーク (EEN) の活動の開始を発表した。モロッコは、EU のアドバンスト・ステータスを有する、地中海周辺国では数少ない国の一つであり、2012 年 2 月に国の主要な公共部門および民間の事業者を集めた「モロッコの革新・事業」と名付けられたコンソーシアムを通じて、第三国としてこのネットワークに加入した。EEN は 2008 年に欧州委員会が設立した中小企業支援サービスで、中小企業の国際化や国境を越えたビジネスパートナー探しの支援を目的としている。サービス内容は、協業パートナー発掘支援 (商取引・技術提携・研究開発など)、情報提供 (法令・規格・入札情報) が中心。欧州各都市、地域にある商工会議所などの既存の機関をネットワーク化し、単一窓口サー

⁸ 欧州議会、2012 年 2 月 16 日付コミュニケ

⁹ モロッコ・EU アドバンスト・ステータス HP、2012 年 11 月 27 日付記事

ビスを通じた情報提供を行う。EU 域外からも日本を含め約 50 カ国 600 のサポート機関が参加している。モロッコのネットワーク加入で企業が上記のサービスを活用できる。EEN の窓口はラバトおよびカサブランカに設けられている。

Ⅲ. その他の地域との通商関係

1. モロッコー米国 FTA

2004年締結、2006年発効。

米国への輸出額（年平均）		米国からの輸入額（年平均）	
FTA 発効前 (2002~05年平均)	FTA 発効後 (2006~13年平均)	FTA 発効前 (2002~05年平均)	FTA 発効後 (2006~13年平均)
3.43 億ドル	6.62 億ドル	6.29 億ドル	24.7 億ドル

〔注〕 2013年は予測値。1米ドル=8.406 DH（2013年）

〔出所〕 UNCTAD

2004年に米国とモロッコとの間で FTA が結ばれ、2006年1月1日に発効した。その結果、モロッコに輸入される米国の消費財、工業製品の 95%で、関税が即時撤廃され、残る品目についても 9年以内に撤廃される。FTA 発効以来、モロッコへの米国製品の輸入額は、2005年の 4億 8,100 万ドルから、2011年には 28 億ドル（前年比 45%増）にまで増加した¹⁰。

2013年は、対米 FTA 枠内における輸入は 30.3%減の 88 億 DH で、米国からの全輸入の 30.8%を占めた。輸出は 47 億 DH で 11.2%減少したものの、全輸出に占める割合は 65.4%と 2.8%減にとどまっている。

2. モロッコートルコ FTA

2006年発効。

トルコへの輸出額（年平均）		トルコからの輸入額（年平均）	
FTA 発効前 (2002~05年平均)	FTA 発効後 (2006~13年平均)	FTA 発効前 (2002~05年平均)	FTA 発効後 (2006~13年平均)
0.77 億ドル	2.89 億ドル	2.81 億ドル	9.64 億ドル

〔注〕 2013年は予測値。1米ドル=8.406 DH（2013年）

〔出所〕 UNCTAD

モロッコは非アラブ地中海沿岸国であるトルコとも、2004年に FTA 協定を締結、2006年1月1日付で施行され、一部のリストアップされた品目（ネガティブリスト）を除き、両国の互いの製品の輸出入には関税がかからなくなった。残りの品目についても農水産品を除き、2015年1月2日から完全に関税が撤廃され、工業品分野の自由貿易圏が設立されている。

2013年、モロッコのトルコからの輸入額は 78 億 DH に上り、トルコからの全輸入

¹⁰ 米国商務省国際貿易局

額のうち FTA 枠内での輸入額の割合は 67%となった。産業用乗用車（構成比 18.7%）、非合金鉄または鉄鋼中間財（10.7%）、鉄・鉄鋼形鋼（9.8%）が主要品目であった。対トルコ輸出額は前年比 28.1%増の 31 億 DH で、トルコへの全輸出額のうち FTA 枠内での輸出額の割合は 87%にのぼっている。

3. アガディール協定（モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン）

2007 年発効。

締約国への輸出額		締約国からの輸入額	
FTA 発効前 (2002～06 年平均)	FTA 発効後 (2007～13 年平均)	FTA 発効前 (2002～06 年平均)	FTA 発効後 (2007～13 年平均)
0.83 億ドル	2.86 億ドル	2.26 億ドル	6.81 億ドル

[注] 2013 年は予測値。1 米ドル=8.406 DH (2013 年)

[出所] UNCTAD

モロッコは、2004 年 2 月 25 日に、エジプト、チュニジア、ヨルダンとの間で、アガディール協定に調印した。この協定は、他の地中海周辺諸国との関係を保ったまま、この 4 ヶ国間で自由貿易圏の形成を目指すものである。2007 年 3 月 27 日の協定発効と同時に、セキュリティ、保健衛生、環境などの理由による一部の製品を除き、すべての工業製品・農産物にかかる関税の完全な撤廃を行った¹¹。

2013 年の同協定対象製品のモロッコへの輸入は、16.4%増の 37 億 DH であった。協定締結国からの輸入総額の 60.8%を占める。一方、輸出はエジプトへの観光用乗用車の減少により、6.73 億 DH と 34.8%減少した。協定締結国向け輸出総額に占める割合は 28.6%。

4. 大アラブ自由貿易地域（GAFTA/ PAFTA）協定

1997 年 2 月に、アラブ経済連合（アラブ連盟内の組織）は、アラブ諸国による自由貿易圏を 2008 年までに創設することとし、アラブ連盟加盟の 16 ヶ国が、関税を毎年 10%引き下げる協定に調印した。同協定は 1998 年に発効した。

2001 年 9 月にリヤドで開かれたアラブ連盟経済社会協議会では、関税撤廃に向けた移行期間の期限を 2005 年初めに早めることを決定した。これにより、2005 年 1 月 1 日にネガティブリスト品目を除き関税が撤廃され、「大アラブ自由貿易地域（GAFTA）」の形成が進んだ¹²。GAFTA 協定にはアルジェリアが加盟し、2009 年 1 月よりアルジェ

¹¹ lejmed 紙、2009 年 11 月 1 日付記事、モロッコ投資開発庁（AMDI）

¹² Institut Medea

リアとの間でも関税が撤廃された¹³。

2015年3月現在の加盟国は以下の18カ国。
アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イラク、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、スーダン、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、リビア、レバノン、ヨルダン

なお、モロッコはアラブ首長国連邦との間で、二国間 FTA を締結（2001年締結、2003年発効）している。

5. サンパウロ議定書

2010年12月、ブラジルのフォスドイグアスにて開催された閣僚会議にて、開発途上国間での特惠関税制度に関するサンパウロ議定書が合意された。加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、韓国、インド、インドネシア、マレーシア、エジプト、モロッコ、キューバの11カ国。第1回、第2回交渉でカバーしていた約650品目に対し、第3回交渉では4万7,000タリフライン¹⁴まで対象を拡大、現行税率から20%削減するとした¹⁵。

6. モロッコーカナダ FTA

2009年より予備協議を続けてきたカナダ・モロッコ間の自由貿易協定交渉は、2011年1月より正式に開始されている。2012年6月には第3回交渉がオタワで行われ、税関手続き、衛生植物検疫措置、公共調達に関する事項での交渉に進展が見られた¹⁶。

7. モロッコーチリ FTA

2013年9月、モロッコを訪問中のマヤル・チリ農水大臣（当時）は、アハヌッシュモロッコ農業・海洋漁業大臣と会談し、複数の分野、特に農業分野を対象とした貿易自由化に向け交渉を開始することで合意した。

以上

¹³ アルジェリア貿易省

¹⁴ 関税率表対象品目分類の細目数

¹⁵ ICTSD、2011年9月6日記事

¹⁶ カナダ外務貿易開発省

アンケート返送先 FAX：03-3587-5309
e-mail：ORH@jetro.go.jp
日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課宛



● ジェトロアンケート ●
調査タイトル：モロッコの通商関係

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中東アフリカ課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5180

E-mail：ORH@jetro.go.jp

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載